

愛媛県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要（発生段階別）

※下線部は現行計画からの追加・変更箇所

発生段階	【未発生期】	【海外発生期】	【県外発生期】	【県内発生早期】	【県内感染期】	【小康期】	
対策の目標	○新型コロナウイルス等発生の情報収集と発生に備えて体制の整備	○県内発生に備えた体制の整備 ○県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。	○県内での感染拡大防止 ○患者に対する適切な医療の提供 ○感染拡大に備えた体制の整備	○健康被害の最小化 ○医療機能の維持	○健康被害を最小限にとどめる。 ○医療機能を維持する ○社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。	○流行の第二波に備えた社会・経済機能の回復	
対策の概要	①実施体制	○愛媛県健康危機管理マニュアルに基づく健康危機管理体制の構築、愛媛県健康危機管理連絡会議等の開催	○愛媛県危機管理連絡会議を開催 ○政府対策本部が設置された場合は、 <u>愛媛県新型コロナウイルス等対策本部を設置し初動対策方針を決定</u>	※対策本部を開催し必要な対策を決定 ●市町対策本部設置	※前段階の体制を維持 ※取組みを継続	○対策本部を開催し、対策の変更や追加を決定、技術的課題を審議	○実施した対策を総括し、第二波に備え、必要に応じて対策等の見直し。
	②サーベイランス・情報収集	○感染症発生動向調査の実施 ○インフルエンザによる重症化の把握（入院サーベイランス等） ○学校等におけるインフルエンザ様症状の患者発生による臨時休業等の状況を常時把握	○感染症発生動向調査の実施 ○インフルエンザによる重症化の把握（入院サーベイランス等） ○患者及び入院患者の全数把握 ○学校におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況の把握の強化	※取組みを継続		○患者及び入院患者の全数把握の中止 ○学校における発生状況の把握の緩和検討 ○ウイルスサーベイランスを平時の体制に戻し実施	○学校等における新型コロナウイルス等の集団発生の把握の強化
		積極的疫学調査に係る資料等を参考に、職員の研修会の実施		積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者（確定例）」、及び「濃厚接触者」の調査の実施		積極的疫学調査の中止	
	③情報提供・共有	○県のホームページ、各種広報等を通じ、感染予防対策等の情報提供を実施 ○発生段階ごとの県民への情報提供内容や媒体の検討	○健康相談窓口等の設置 ○市町に対し、健康相談窓口等設置要請 ○県民や関係機関等に対する必要な情報の提供	○問い合わせ状況を踏まえ、健康相談窓口等の充実・強化を検討	○健康相談窓口等の拡充（コールセンター外部委託等）を検討		○必要に応じて、情報提供のあり方等見直し ○流行状況に応じて、相談窓口を縮小
	④予防・まん延防止	○感染予防策（手洗い、マスク着用、咳エチケット等）の普及 ○感染した場合は、不要な外出を控えること、咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 ○緊急事態における集会の自粛等の感染対策についての理解促進を図る。	○感染予防策（手洗い、マスク着用、咳エチケット等）の普及 ○患者発生に備え、関係機関との調整・準備を確認 ○医療機関、社会福祉施設等に対し、感染予防策の強化を要請 ○学校等の臨時休業の基準見直し検討 ○検疫所との連携強化（防疫措置・疫学調査等）	○問い合わせ状況を踏まえ、健康相談窓口等の充実・強化を検討	○健康相談窓口等の拡充（コールセンター外部委託等）を検討		○必要に応じて、情報提供のあり方等見直し ○流行状況に応じて、相談窓口を縮小
	(予防接種)	○接種体制に係る基本的情報の周知（ <u>特定接種</u> ） <u>円滑に流通できる体制整備</u> <u>実施主体として対象者を把握</u> <u>（住民接種）</u> <u>市町が速やかに接種できるよう技術的支援、予防接種における情報提供を行い理解促進を図る。</u>	○有効性・安全性、接種対象者、接種順位等に関する情報の周知 ○病原性が高い場合、集団接種を基本として接種体制を整備、市町が実施主体の場合これを支援する	○国の指示のもと、住民接種開始			○発生後に開始した感染拡大予防策の中止 ○学校の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安を検討
⑤医療	○医療体制・医療資機材（人工呼吸器等）の整備 ○市町や医療従事者等と連携し、相互に医療従事者等に対し、研修や訓練の実施	○「帰国者・接触者センター」・「帰国者・接触者外来」の設置、受入準備の要請 ○症例定義を踏まえ、患者等を診察した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請 ○最新の検査技術の習得に努めるとともに、PCR検査体制の整備	○医療機関の空き病床数の把握	○患者に対する入院勧告等 ○「帰国者・接触者外来」における診療を必要に応じて一般の医療機関でも診療する体制に移行 ○患者が増加した段階で、PCR検査は重症者に限定	○「帰国者・接触者センター」・「帰国者・接触者外来」の中止 ○入院勧告等の中止、病原性・感染力等の判明状況により原則全医療機関における診療 ○重症患者のみの入院への切り替え ○病床の不足が予測される場合は、空床になっている病床の利用検討 ● <u>臨時の医療施設の設置</u>	○通常医療体制に戻す	
(抗インフルエンザウイルス薬)	○備蓄量の把握 ○流通体制、円滑な供給体制を整備 ○医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、安定流通を要請	○市場流通量、備蓄量を把握 ○必要に応じて、濃厚接触者、医療従事者等に対する備蓄抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び医療機関への適切な使用の要請を要請	○適正な流通を指導	○必要に応じて、国備蓄分の放出を要請	○必要に応じて、国備蓄分の放出を要請 ○市町に対する、在宅で療養する患者支援（見回り、訪問看護、訪問診療等）要請	○第二波に備え、備蓄	
⑥県民生活及び県民経済の安定の確保	○市町、事業所等における事業継続計画の策定促進 ○緊急物資の流通や運送等を実施する体制整備を要請 ○火葬能力等の把握	○職場における感染予防対策の準備 ○ <u>指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備</u> ○市町に対し、火葬体制の維持の準備を要請	○消費者としての適切な行動の呼びかけ、買占め・売惜しみが生じないよう要請 ● <u>指定地方公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始</u> ●緊急物資の運送 ●生活関連物資等の価格安定	○買占め等に対する県民相談窓口の設置等を検討	※取組みを継続	○第二波に備え、指定地方公共機関等に対し、事業継続を支援 ○一般事業者の業務再開時期を周知	

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

●新型コロナウイルス等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置